

○職務に専念する義務の特例に関する条例

〔 昭和 43 年 3 月 30 日 〕
〔 条 例 第 11 号 〕

改正 平成 19 年 3 月 29 日 条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 35 条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ組合長又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、任命権者が定める場合

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。